



みどり 水里ネット 児島湾 だより

第159号

平成23年6月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



「藤田3号機場」の建屋とその内部（4頁に詳細解説）

電話番号のお知らせ（直通）

総務課	(086)262-0175 下記以外の事務全般(賦課徴収含む)
総務課会計係	(086)262-3919 会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176 維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課	(086)262-0310 基幹水利事業全般(藤田用水機場関係) 藤田用水管理事業全般、県営事業全般
農村整備課	(086)262-0177 土地改良事業全般(工事関係)
児島湾土地改良区 堤防管理事務所	FAX(086)263-5244 (086)267-3002 (086)267-3001(FAX兼用) 児島湖水位調整等(操作室)

◇もくじ◇

通常総代会挨拶……………	2
通常総代会への祝辞…………… (高谷茂男岡山市長)	4
通常総代会提案趣旨説明……………	5
通常総代会開催……………	7
平成23年度賦課金・負担金 ……	8
平成23年度予算……………	10
平成23年度土地改良事業計画……………	11
事務局機構図……………	12
ゴミの投棄をなくしましょう……………	12
事務局人事異動……………	13
役員視察報告……………	14
転用等、地区除外に伴う決済金…	16

平成22年度通常総代会挨拶

平成23年 3月 9日

理事長 宮 武 博



平成22年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

厳しかった寒さも衰え、陽春の日ざしが日増しに春

めいてきましたが、総代の皆様には、ご多忙中のところ、早朝よりご出席いただき、心より厚くお礼申し上げます。

また、皆様には各地域の組合員の代表として、平素から格別のご尽力と、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

本日の総代会で審議いただきます議案は、既にご案内申し上げますとおり、十七件を提出しています。

これらの提出議案等の作成にあたりましては、委員会、理事会において慎重に審議を重ね、全会一致での提案であります。

総代各位には、十分なる審議をいただき、建設的なご意見を賜り、適正な議決をお願いいたします。

本年度を振り返って見ますと、政権交替による農業政策の転換により、本年度から戸別所得保障制度の創設等政策変更に伴い農業農村整備事業に係る土地改良事業予算は大幅な

削減を受けました。このことに対し全国の土地改良関係者を中心に「食」と「地域」の再生に向けた農業農村整備予算の確保を求める集会を平成22年6月7日に開催し、要請書を持って農林水産省、財務省、総務省へ要請活動を行いました。今後も皆様方と一致団結し、農業農村整備事業の予算獲得に取り組んでまいり所存であります。

児島湖を取り囲む約五千ヘクタールの児島湾干拓地の区域は皆様方の協力のもと、児島湾締切堤防等の適正な操作管理により五十年以上にわたり全国に誇れる農業地帯として今日まで発展してまいりました。

当改良区は、児島湾に締切堤防を建設し淡水を利用する推進母体として、また、完成後にはその維持管理に当たる団体として私共の先人たちが苦勞を共にし、また、志を一つにして設立されたことは、総代各位におかれましても、先代の方々からお話を聞かされ、その歴史をよくご承知のことと存じます。そして今、時代は変わっても農家組合員の志を大切に、今後も継承していかなければならないと思っているところでございます。

締切堤防は昭和49年10月に堤防の無料通行化が実現し、以後、県管理事業として当改良区において操作作業を受託し適正に操作・管理を行ってきており、今後も引き続き組合員の皆様方の付託に沿うべく堅実に操作・管理を行って参ります。

また、地域の農業基盤の充実強化を計るため、国・県・市の農業農村整備事業の予算を可能な限り多く獲得することに努め各種土地改良事業を実施することにより、農業基盤の整備充実を今後も進めて参ります。

当改良区は、新たな事業として平成19年度から従来の役割に加え、農地・水・環境保全向上対策事業等地域ぐるみでの効果の高い共同活動への取り組みにも積極的に関与しており、地域の向上をはかっているところでございます。

次に、財政状況であります。平成21年10月8日開催の臨時総代会におきまして平成22年度賦課金の改定の議決を多数の賛成により可決決定していただき、永年の懸案でありました賦課金の値上げが実現しましたことは、児島湾土地改良区が今後も存続していくために是非とも必要なことであり、皆様方のご協力の賜物と深く感謝いたしております。

値上げ前にするべきこととして職員給与の縮減を決定し、平成21年4月より実施しているところであります。

総代各位には当改良区存続のため、役職員が一丸となって改良区としてするべき努力をしていることをご理解していただきまして、今後も更に健全財政となるように毎年検討することにしていくところです。

また、総代各位のご協力を賜りまして今年度の賦課金は99.9%の徴収率でほぼ完全納付となりました。このことは、総代の皆様方の懸命な努力と組合員の皆様が賦課金につきまして深く理解して頂いたことと感謝いたしております。誠にありがとうございました。心よりお礼申し上げます。

現下の厳しい農業情勢の中ではありますが、地区内における農業基盤の一層の整備充実と土地改良施設の適正な管理を継続して行うためにも、将来を見据えた組織の強化を図り、「水土里ネット児島湾」として、農家組合員に対し、今後もその役割を果たして参りたいと考えています。

次に、管内で実施されています県営かんがい排水事業都六区地区のパイプラインは、平成18年度より供用開始となり順調に稼動しております。今後も施設の適正な管理を行い、農作業の自動化・省力化が計られ農家経営に寄与していくものと理解しております。

その他三地区のパイプライン工事も、県の厳しい財政状況のもとではありますが、早期完了に向け鋭意進められています。

また、組合員は、関係各事業の早期完了を心から願っていることから、役職員一同早期供用開始に向けて積極的に取り組んで参る所存であります。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

通常総代会へ祝辞

岡山市長
高谷茂男



児島湾土地改良区
の平成22年度通常
総代会が開催され
ますことをお喜
び申し上げます。

また、皆様方には、
日頃より「児島湾
締切堤防」の適切
な管理・運営や、
管内土地改良事業
の実施をはじめ、
本市農政の推進に
格別のご尽力を賜
り、厚く御礼申し
上げます。

さて、本市は、政
令指定都市に移行
して間もなく3年
目を迎えようとし
ておりますが、農
業分野においては
、引き続き「岡
山市農業

振興ビジョン」を
踏まえ、米をはじ
めとした地産地消
の推進、担い手の
確保・育成などの
各種施策を実施し
、活力ある農業の
振興と消費者にと
って安全で安心な
食の供給を目指し
てまいります。

貴土地改良区にお
かれましては、今
後とも、「政令指
定都市・岡山」の
さらなる発展に向
け、本市の農業振
興や、地域住民の
安全・安心に、よ
り一層のご貢献を
賜りますようお願い
申し上げます。

最後になりました
が、貴土地改良区
の益々のご発展と
、お集まりの皆
様のご健勝を心よ
りお祈り申し上げ
ます。

表紙の解説

名称：藤田3号機場、所在地：岡山市南区藤田、事業名：国営藤田開拓建設事業

設置年：昭和17年、使用目的：用水、排水、受益面積：93.0ha、249.0ha

ポンプ形式：縦軸軸流、ポンプ口径：1,000^{mm}、台数：1台、排水量：2.15^{m³/S}

平成22年度通常総代会提案趣旨説明（要旨）

【議案第1号】平成22年度関係土地改良事業計画変更の議決について

予算の確定と事業実施に伴い内容を詳細に検討し変更するもので

地区数	58地区(増減なし)
前回事業費	737,500千円
変更事業費	741,176千円
増	3,676千円

に変更するものです。

【議案第2号】平成22年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について

県営かんがい排水事業と、元気な地域づくり交付金等の事業計画の変更に伴い借入を

前回借入額	697,993千円
変更借入額	693,379千円
減	4,614千円

に変更するものです。



【議案第3号】平成22年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について

①基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水機場の計画変更は、作業実施に伴い岡山市と協議の上変更するもので、整備補修費、電力費等の増額と点検整備費、施設管理費等の減額がその主な変更内容です。

②藤田用水管理事業都六区地区の計画変更は、パイプラインの作業実績に伴い変更するもので、施設費等を増額し整備積立金等を減額するものです。

【議案第4号】平成22年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について

一般会計では土地改良事業の変更と俸給給与と諸税の減額により賦課金調整基金繰入金

と次年度繰越金の増額がその変更の主なものです。

【議案第5号】平成22年度児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業計画変更の議決について

【議案第6号】平成22年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業収支補正予算の議決について

作業実施に伴い、岡山県と協議の上内容変更するもので、その主な内容は、施設管理費と施設費等の減に伴い、整備補修費等を増額変更するものです。

【議案第7号】規約・規程の改正の議決について

農地法施行規則の一部改正に伴い規約と地区内農地転用に伴う地区除外等処理規程を改正するものです。

【議案第8号】平成23年度関係土地改良事業計画の議決について

新規農山漁村活性化プロジェクト	
支援交付金事業	2地区
継続農山漁村活性化プロジェクト	
支援交付金事業	8地区
小規模土地改良事業	2地区
非補助土地改良事業	32地区
合計	44地区
当初計画事業費	6億9千850万円

これは関係機関へ予算要求をしている額であります。

【議案第9号】平成23年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について

議案第8号の土地改良事業計画に伴います農林漁業資金の借入計画及び管内の県営事業4地区を含めて、当初借入計画額718,366千円を(株)日本政策金融公庫より借入するものです。

【議案第10号】平成23年度藤田用水管理事業実施計画の議決について

①基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水機場の計画は作業内容に沿って調整し岡山市が実施計画を作成し示されたものです。

②藤田用水管理事業都六区地区の計画はパイプラインの管理運用規程の定めるところによ

り実施計画を作成したものです。

【議案第11号】平成23年度一般会計・特別会計収支予算の議決について

一般経常費	122,491千円
当初予算案	2,309,849千円

となり、予算の内容につきましては、平成23年度の土地改良事業、借入償還を除き前年度予算より変わった主な経常経費ですが、支出では、前年度を踏襲した予算になっており、役員と総代の研修を隔年で予算計上しており平成23年度は総代視察研究費を220万円計上しています。その他の支出につきましては次年度繰越金を増額した予算にしています。経常費につきましては、必要最小限の予算編成としており、1億2,249万1千円です。

次に収入ですが、平成22年度から賦課金改定の実施によりまして、平成23年度も賦課金は1,000㎡当たり2,000円で計上しています。平成22年度の徴収率は2月末現在で99.9%であります。それにより平成22年度から賦課金調整基金の取り崩しを行っておりません。



【議案第12号】平成23年度賦課金・負担金等徴収の議決について

賦課金であります。賦課基準を1,000㎡当たり2,000円とし、4月1日現在地区内にあります農用地に地積割に賦課します。

藤田用水維持管理賦課金は、賦課基準を1㎡当たり1円20銭とし、都六区地区の農用地に地積割により賦課します。

県営かんがい排水事業藤田都・大曲地区の事業賦課金は、賦課基準を1㎡当たり3円とし、都・大曲地区の農地と曾根・中畦地区の一部農地に地積割により賦課します。

以上については8月1日を徴収期日と定め全期徴収をいたします。

また、農家負担軽減財源1千万円の負担金は、例年どおり覚書により関係自治体分を連絡

協議会より徴収いたします。

【議案第13号】平成23年度役員報酬の議決について

前年とおりの内容です。

【議案第14号】平成23年度児島湾締切堤防樋門・閘門操作等委託作業計画の議決について

【議案第15号】平成23年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支予算の議決について

以上2件については、平成23年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業に関連する案件であります。この作業計画は、作業実績及び長期整備計画等により岡山県に要求したものに基き示されたものです。

【議案第16号】平成23年度一時借入金の議決について

前年と同様で年度内歳計現金に不足を生じたとき、必要に応じ随時借入をおこなうもので、借入限度額を1億円と定めるものです。



【議案第17号】平成23年度歳計現金預入先の議決について

前年と同様岡山市内に本支店を置く農林系金融機関、都市銀行、地方銀行等を預金先とし、預金を分散して預け入れる体制にしておくものです。

本土地改良区を健全に運営するためには、厳しい農業情勢ではありますけれども、何とかしなければの思いで一杯でございます。土地改良区の厳しい財政状況をご理解していただくよう何卒よろしくご協力とご指導を賜りたいと存じます。

新年度の改良区運営は、組合員のための業務運営として、役職員一同全力で職務を全うして参る所存であります。

総代各位におかれましても、格段のご理解とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。本日の提案趣旨説明といたします。

◇平成22年度通常総代会の開催について

平成22年度通常総代会が、平成23年3月9日(水)午前9時から児島湾土地改良区4階大会議室において総代69名、役員12名出席のもとで開催されました。当日の議長には「谷 武雄」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、岡山市長の高谷茂男様からのメッセージを朗読しました。次に宮武理事長が提案趣旨説明を行い、議案審議に入り、議案17件が賛成多数で原案のとおり可決決定されました。

提出議案は次のとおりです。

I 議 案

- | | |
|--------|---|
| 議案第1号 | 平成22年度関係土地改良事業計画変更の議決について |
| 議案第2号 | 平成22年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について |
| 議案第3号 | 平成22年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について |
| 議案第4号 | 平成22年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について |
| 議案第5号 | 平成22年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業計画変更の議決について |
| 議案第6号 | 平成22年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支補正予算の議決について |
| 議案第7号 | 規約・規程の改正の議決について |
| 議案第8号 | 平成23年度関係土地改良事業計画の議決について |
| 議案第9号 | 平成23年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について |
| 議案第10号 | 平成23年度藤田用水管理事業実施計画の議決について |
| 議案第11号 | 平成23年度一般会計・特別会計収支予算の議決について |
| 議案第12号 | 平成23年度賦課金・負担金等徴収の議決について |
| 議案第13号 | 平成23年度役員報酬の議決について |
| 議案第14号 | 平成23年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業計画の議決について |
| 議案第15号 | 平成23年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支予算の議決について |
| 議案第16号 | 平成23年度一時借入金の議決について |
| 議案第17号 | 平成23年度歳計現金預入先の議決について |

◇平成23年度賦課金・負担金について

平成23年度賦課金・負担金は次のとおりです。

1. 賦課金

平成23年度児島湾土地改良区賦課金は1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	賦課金	2,000円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり2円を単位として賦課面積 (平成23年4月1日現在)に乘算する。	
内 訳	一般経常費	1,830円
	堤防維持管理負担金	170円
	計	2,000円

注 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

2. 藤田用水維持管理賦課金《藤田都六区地区》

平成23年度藤田用水維持管理賦課金は1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして、藤田都六区地区から賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	維持管理賦課金	1,200円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり1円20銭を単位として賦課面積 (平成23年4月1日現在)に乘算する。 ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

3. 県営事業賦課金《藤田都・大曲地区》

県管かんがい排水事業藤田都・大曲地区の平成23年度県営事業賦課金の賦課基準を次のとおりとして、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区の一部農地から賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	賦課金	3,000円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり3円を単位として賦課面積 (平成23年4月1日現在)に乘算する。	
内 訳	県営事業賦課金	2,500円
	県営事務賦課金	500円
	計	3,000円

上記の賦課金は、平成22年度から平成25年度までの4年間、同一基準で賦課徴収を行う。賦課された組合員から一括前納(預託)の届出があった場合は、受けるものとする。また、この賦課金は特別会計で処理する。

4. 農家負担軽減財源1,000万円負担金徴収については次のとおりとする。

平成23年度負担区分		
覚書による自治体関係	岡山市	9,213千円
	玉野市	787千円
	計	10,000千円

5. 徴収期日

平成23年8月1日(全期徴収)

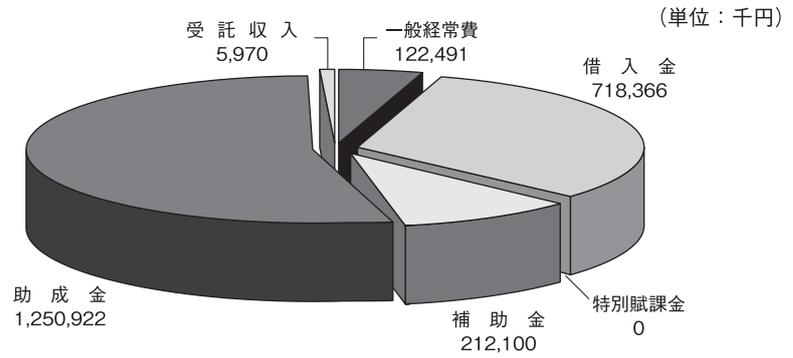
6. 徴収委託先

- | | |
|-------------|-----------|
| ①岡山市農業協同組合 | ④トマト銀行 |
| ②岡山市浦安土地改良区 | ⑤理事・監事・総代 |
| ③中国銀行 | |

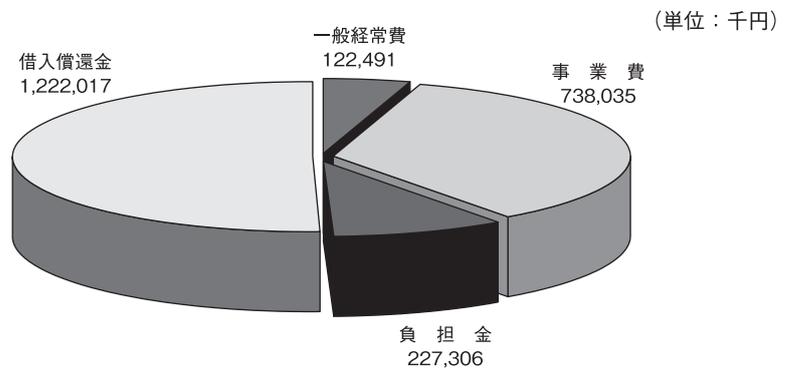
◇平成23年度一般会計予算について

【一般会計】

収入合計 2,309,849千円

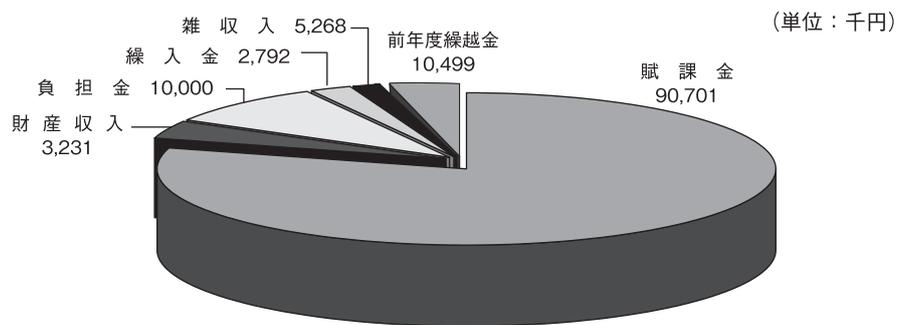


支出合計 2,309,849千円

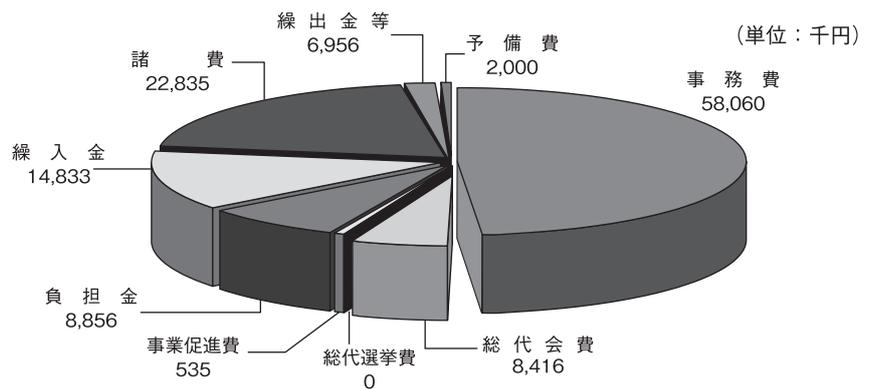


【一般経常費】

収入合計 122,491千円



支出合計 122,491千円



◇平成23年度藤田用水管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
作業受託収入	34,545
管理賦課金	3,601
雑収入等	3
合 計	38,149

[支出] (単位：千円)

科 目	基幹水利施設	藤田用水	そ の 他
点検整備費	3,657		
施設管理費	14,414	2,160	
施設費	620	135	
調査費	168		
諸油脂費	89	85	
整備補修費	1,754	50	
電力費	12,765	532	
諸 費	618	395	3
整備積立金		243	
消費税	460	1	
小 計	34,545	3,601	3
合 計			38,149

◇平成23年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
前年度繰越金	2,300
作業受託収入	259,473
雑収入等	855
計	262,628

[支出] (単位：千円)

科 目	防潮水門	関連機場	児島湖管理	そ の 他	計
点検整備費	1,749	4,571		674	6,994
施設管理費	97,717	26,714			124,431
施設費	5,929	7,998	27,469		41,396
調査費	75				75
諸油脂費	126	137		277	540
整備補修費		24,916			24,916
電力費	4,311	49,578		2,371	56,260
附帯事務費					
消費税				4,861	4,861
諸 費				3,155	3,155
計	109,907	113,914	27,469	11,338	262,628

◇平成23年度土地改良事業計画について

平成23年度土地改良事業計画は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、小規模、非補助の各事業を合計44地区、事業費69,850万円で計画し、関係機関に予算要求をしているものです。

◎新規農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 [2地区 8,200万円]

地区名	西七区3条1、西七区3条2
-----	---------------

◎継続農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 [8地区 30,800万円]

地区名	北七区6条1、東畦2番2、東畦大用水2、岡町5番川、沖町3番川、沖町8番川 錦六区汐廻3、西七区5条1
-----	--

◎小規模土地改良事業 [2地区 2,500万円]

地区名	東畦27、森崎沖6番川
-----	-------------

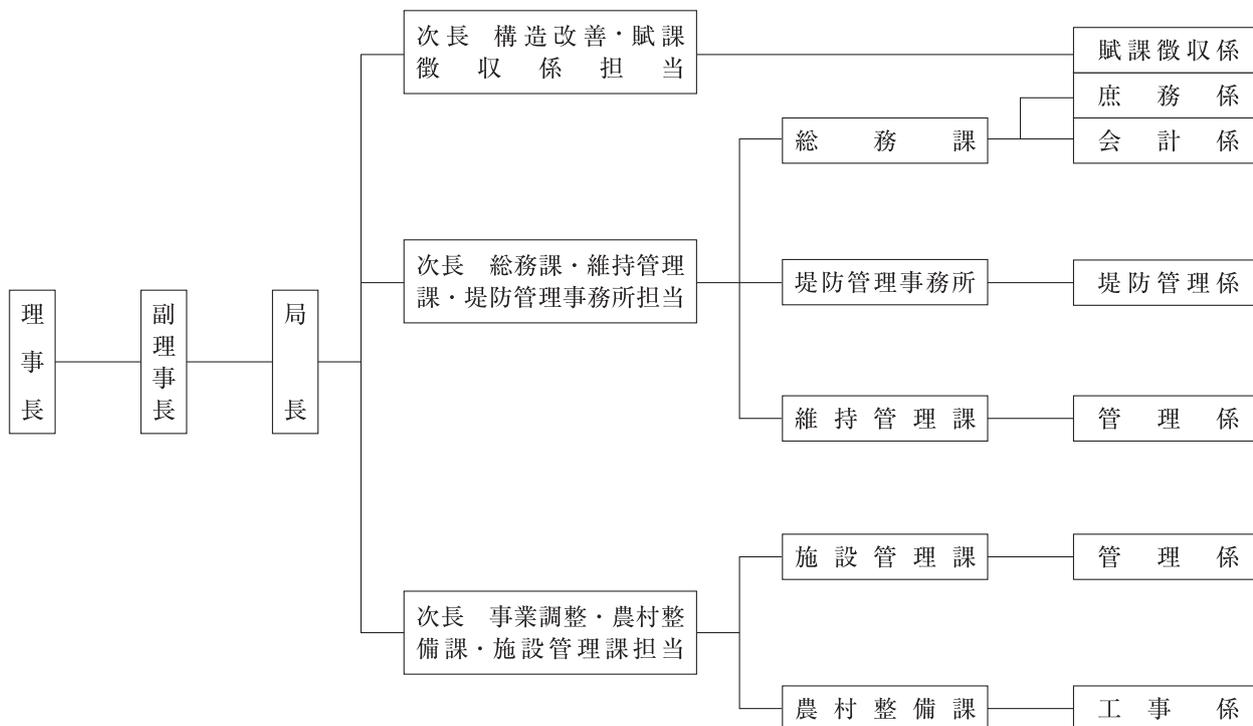
◎非補助土地改良事業 [32地区 28,350万円]

地区名	東畦21-2、内尾堤外悪水樋門1、内尾68、西畦沿、西畦新川樋門 錦沖4北2、錦沖4南、錦中9樋門、錦中31樋門、錦六区縦5番川樋門 都六区横1北2、都六区横1南2、鞆津川1、都鞆津川北沖5番川樋門、宮島上 西七区5号、西七区支線25号、西七区支線33号、西七区支線45号 北七区支線18号、北七区支線24号、北七区支線54号、北七区支線60号 北七区支線80号、沖1番西詰樋門、宗津川丘2西樋門、宗津川沖2西樋門 六間上、沖町11番川、片岡浜3番川、片岡浜6番川、東1番川
-----	---

◇児島湾土地改良区機構図

児島湾土地改良区は、下記組織により業務を行っています。

(平成23年 4 月 1 日現在)



※ゴミの投棄をなくしましょう。

=きれいな川・美しい児島湖にしよう=

家庭からの生ゴミ、廃棄物や飲料等の空缶、ペットボトル、また、肥料等の空袋、刈取られた雑草等が無造作に捨てられ、これらの総てが各地区の排水機場に集まってゴミの山となっています。それは本当に目を覆うばかりです。これ以外に児島湖に直接流れ込む投棄ゴミもあります。

これらのゴミ処理に児島湾土地改良区では、毎年莫大な経費（約一千万円）をかけており、その量は年々増大しています。

これらを改善するには、川を愛護し、水をきれいにするという地域住民一人一人の自覚と認識を更に広めていただき、このことを実行していくことが最善の策と思われます。

そして「ゴミを捨てない」運動をより一層展開し、きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、潤いと親しみのある水辺環境を皆様と共に取り戻して行きましょう。

◇事務局人事異動

○採用 (平成23年 4 月 1 日付)

施設管理課 管理係 技師補	高 原 英 一 (新採用)
農村整備課 工事係 技師補兼務	
総務課 賦課徴収係 書記補	西 崎 友 訓 (新採用)
事務局長 (嘱託)	石 井 邦 彦 (更新)
次長 事業調整・農村整備課 ・施設管理課担当 (嘱託)	山 内 一 宏 (更新)
次長 構造改善・賦課徴収係担 当 賦課徴収担当課長事務取 扱 (嘱託)	木 村 芳 樹 (更新)
総務課 賦課徴収係 書記 (嘱託)	可 児 安 巳 (更新)
施設管理課長 管理係長事務取扱	中 西 弘 進 (再任用)
堤防管理事務所 副所長	定 本 美 典 (再任用)
堤防管理係長事務取扱	

○昇任 (平成23年 4 月 1 日付)

維持管理課 管理係 書記	吉 岡 史 郎 (維持管理課 管理係 書記補)
維持管理課 管理係 書記	竹 内 嘉 章 (維持管理課 管理係 書記補)
堤防管理事務所 堤防管理係 書記	武 田 泰 典 (堤防管理事務所 堤防管理係 書記補)
堤防管理事務所 堤防管理係 書記	辻 本 泰 宣 (堤防管理事務所 堤防管理係 書記補)
堤防管理事務所 堤防管理係 書記	西 田 佳 広 (堤防管理事務所 堤防管理係 書記補)
維持管理課 管理係 書記	板 野 行 伸 (維持管理課 管理係 書記補)
総務課 会計係 書記	藤 澤 悟 (総務課 会計係 書記補 庶務係 書記補兼務)
庶務係 書記兼務	

○所管換 (平成23年 4 月 1 日付)

次長 総務課・維持管理課・堤防 管理事務所担当 総務課長事務 取扱	佐 藤 泰 弘 (次長 総務課担当 総務課長 事務取扱)
---	---------------------------------

○退職

平成23年 3 月31日付	畑 伸 一 (賦課徴収担当課長)
平成23年 3 月31日付	楨 尾 太 志 (再任用)

役員研修 道前平野土地改良区を視察



役員と総代で交互に行っている視察研修は、昨年度は役員の実施年度で、平成22年11月25日～26日で愛媛県西条市にある道前平野土地改良区を視察した。今回の視察研修は、理事7名、監事3名、事務局3名の13名で実施した。

道前道後平野は、瀬戸内海に面し、瀬戸内気候特有の温暖ではあるが雨量の少ない地域であるため河川の流量が乏しく、昔からかんがい用水が不足し、しばしば干ばつの被害を受けてきました。

このため先人たちは、ため池を築くなど用水確保に涙ぐましい努力を重ねてきました。特に、昭和20年代の食糧難

もあって、恒久的な用水対策が強く望まれ、昭和27年度に道前道後両平野の関係者が一体となり、一級河川仁淀川水系に「面河ダム」を建設し、農業用水を確保するとともに、併せて発電用水や工業用水も含めた総合開発計画が決定されました。

農業用水については、国営農業水利事業として道前平野（西条市）、道後平野（松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町）の水田11,780ha、樹園地1,420ha、合計13,200haかんがい（かんがい期間：6月6日～10月6日）を目的とし、昭和32年度に着工、昭和42年度に完了し、以後地域農業の振興に貢献をしてきました。

当日は、茅原理事長代行、日野事務局次長兼総務課長、青野専門員の出迎えを受け、事前に申し込んでいた研修事項について担当職員から丁寧な説明を受け、研修を行った。



◎道前平野土地改良区の概要

道前平野土地改良区は国営農業水利事業の推進団体として、また、完成した施設の維持管理団体として昭和34年12月に設立された。

区域は、西条市（2004年11月に合併するまでは東予市、丹原町、小松町、西条市の2市2町）で、受益面積は田3,469.8ha、畑585.9ha、合計4,055.7ha、組合員数は6,764名、総代は100名、役員は理事19名（内1名は学識経験者として行政機関の長が就任）、監事3名、事務局は理事長代行が週2日勤務し、事務局長、次長の下、総務課、工務課の2課で職員9人で運営されている。

賦課金は、地積割で平成22年度は10 a 当たり経常賦課金3,510円を賦課している。農地転用決済金は平成22年度では10 a 当たり69,000円を徴収している。算定方法は耐用年数を30年とし、経常賦課金相当額の施設耐用年数分を算定している。

◎平成20年度一般会計収支決算

収入の部

支出の部

組合費	95,442,263円	事務費	58,038,276円
補助金及び交付金	44,885,000円	選挙費	0円
雑収入	5,747,427円	事務所費	989,774円
繰入金	24,032,100円	事業費	29,567,000円
繰越金	12,743,264円	維持管理費	49,023,451円
		区債及借入金	25,981円
		負担金及分担金	18,967,552円
		諸 費	4,474,727円
		財産費	3,000,000円
		過年度支出	132,303円
		決済金会計繰出金	6,998,000円
		予備費	0円
収入合計	182,850,054円	支出合計	171,217,064円



◎道前道後平野農業水利事業

道前道後平野の慢性的な用水不足の窮状を打開するため、国営農業水利事業として昭和32年度から昭和42年度にかけて実施された。この事業の最大の特徴は流域外に新たな水源を求めたことである。愛媛県内でありながら仁淀川に吸い寄せられ太平洋に流下する面河溪谷一帯に降る雨水を面河ダムに貯え、それを四国山脈の山並みにトンネルをうがつことで道前道後の両平野に導いたもので、これが山並みを越えて架かる水の連なりであることから虹の用水と称せられている。面河ダムの有効貯水量は26,800千 m^3 、道前平野への補給水量はかんがい期間に最大で14,871千 m^3 、道後平野は17,277千 m^3 。

◎道前道後平野農業水利事業（二期事業）

当初事業から30年余りが経過して、面河ダムや幹線用水路等の施設の老朽化が進み、漏水等が発生してきたため、これらの箇所への補修、更新やゲート等操作施設の近代化を行う必要が生じた。このため平成元年度から国営二期事業に着手し、当初事業で整備された施設の回収を行うとともに、面河ダムの補給がない水田裏作期間（10月上旬～6月上旬）の新たな用水確保を目的とした志河川ダム（道前平野）、佐古ダム（道後平野）の建設など、総合的な農業水利施設の整備を進め、平成19年度に完工した。

◎土地改良区の管理施設

道前平野土地改良区の主な管理施設は国営施設では、中山川取水堰、両岸分水工、右岸・左岸幹線用水路（10km・11.5km）志河川ダム、県営施設は、右岸側は幹線水路2本で7km、左岸側で幹線水路4本、支線水路等6本で37.2km、釜之口取水堰、調整池3ヶ所を管理している。

◎賦課金について

経常賦課金は、平成22年度は10 a 当たり3,510円賦課している。

賦課金の徴収については、直接徴収しており、一部地域では重複する改良区に徴収を委託している。納付場所は改良区事務局、JA周桑本所及び各支所、JA西条水見支所で口座振替はJA周桑各支所で行っている。口座振替の割合は47%になっている。

平成21年度の徴収率は96.4%である。（組合員数6,700人以上）



◎今後の課題

道前平野土地改良区では、運営に最も関係のある賦課金の徴収であると考えられている。現時点では、差押えの執行等で99%前後の徴収率ですが、耕作放棄地や市外、県外の不在地主の問題、また、耕作依頼による収入の減少など農業に対する意欲がなくなりかけているのが現状であり、徴収は組合員の理解を得ながら行っているものの、このような不満や不平が年々増加してきており、今後、未納者が増えるのではと心配している。とのことでした。

◎まとめ

道前平野土地改良区は、児島湾土地改良区と同様、戦後の食糧難の頃、当時の農林省の直轄事業として造成された国営施設等を管理する団体として、設立されている。

そして施設の老朽化により第二期事業も実施されている。

しかし、設立から五十数年が経過し、当時と現在では農業を取り巻く環境が大幅に変化し、農業経営に取り組む組合員の意識も以前に比べ低くなってきている。そのような社会的状況ではあるが、99%前後の高い徴収率を上げていることは、この地域に土地改良区がなくてはならない団体として組合員に認識され、その存在を認められているからであろう。

転用等、地区除外に伴う決済金について

◎農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条の規定により土地改良区へ地区除外申請(農地転用)による決済手続きが必要です。

平成23年度の決済金等は下記のとおりです。

※市街化区域及び農業用施設に供するため200㎡未満の農地転用等についても、届出・決済等の手続きが必要です。(平成23年度)

区 域	決済金	調査費	手数料	区 域	決済金
全 域	1㎡当たり 8.93円	1㎡当たり 10円	1筆当たり 1,500円	都六区 (パイプライン)	1㎡当たり 30.02円

尚、都六区地区は、パイプラインの供用開始に伴い1㎡当たり40.82円が必要です。

また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

◎組合員の資格取得・喪失の届け出について

土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務づけられています。

1. 組合員が死亡した場合、相続または耕作する者からの通知
2. 組合員が農地の喪失または取得した場合(農地の売買、経営移譲、贈与等)、両者による通知
3. 住所を変更した場合

◎公共事業の転用決済金について

公共事業(道路、河川、学校用地、公園等)用地として買収または寄付される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。

◎農地の地目変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外(農地転用)手続きが必要です。

この手続きをなされないと、当該土地の削除が行われずいつまでも賦課されることとなりますので、必ず届出をして下さい。

届出の用紙(農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書)は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。先ずはお気軽に電話でお尋ね下さい。

(TEL086-262-0175)